

土浦市公衆無線 LAN 利用基準

(趣旨)

第 1 条 この基準は、市民及び市内来訪者の利便性の向上を図るため、市が整備した無線によるインターネット接続環境(以下「無線 LAN」という。)の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(サービスの内容)

第 2 条 無線 LAN を利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、次に掲げるものを持参することにより、無料で無線 LAN を利用してインターネットに接続することができる。

(1) 無線 LAN 接続可能機器

(2) 前号の機器に供給する電源

(利用施設、場所及び時間)

第 3 条 無線 LAN を利用できる施設、利用場所及び利用時間は、別表のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(無線 LAN の利用)

第 4 条 利用者は、無線 LAN の利用に際し、不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成 11 年法律第 128 号)その他関係法令等を遵守しなければならない。

2 無線 LAN への接続に係る利用者の機器の設定は、利用者が行うものとする。

(利用の制限)

第 5 条 市長は、無線 LAN の適切な利用を図るため、利用者のアクセスログを記録し、特定の Web サイトへの接続を制限することができるものとする。

(禁止事項)

第 6 条 利用者は、無線 LAN を利用することにより次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 他の利用者、第三者又は市の著作権又はその他の権利を侵害する行為及びそのおそれのある行為

(2) 他の利用者、第三者又は市の財産又はプライバシーを侵害する行為及

びそのおそれのある行為

(3) 前2号に掲げるもののほか、他の利用者又は市に不利益又は損害を与える行為及びそのおそれのある行為

(4) 他の利用者、第三者又は市を<sup>ひぼう</sup>誹謗中傷する行為

(5) 公序良俗に反する行為若しくはそのおそれのある行為又は公序良俗に反する情報を他の利用者若しくは第三者に提供する行為

(6) 犯罪的行為若しくは犯罪的行為に結び付く行為又はそのおそれのある行為

(7) 選挙運動期間であるか否かを問わず、選挙運動又はこれに類する行為

(8) 政治活動、宗教活動又は性風俗の営業活動に関する行為

(9) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを、無線LANを通じて、若しくは無線LANに関連して使用し、又は提供する行為

(10) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引その他の目的で特定又は不特定多数に大量のメールを送信する行為

(11) ファイル共有ソフト等を使用し大量のデータを送受信する行為

(12) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し、若しくはそのおそれのある行為又は市長が不適切であると判断する行為

2 前項各号に該当する利用者の行為によって市、他の利用者又は第三者に損害が生じた場合は、利用者は、利用後であっても、全ての法的責任を負うものとし、市は一切の責任を負わないものとする。

(運用の中止)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、無線LANの運用を中止できるものとする。

(1) 無線LANのシステムの保守又は工事を定期的又は緊急に行う場合

(2) 暴動、騒乱、労働争議、自然災害、火災、停電その他の非常事態により、無線LANの運用を通常どおり行うことができない場合

(3) 無線LANに係るネットワークの障害、機器の故障等、やむを得ない事由がある場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が、一時的な中断が必要であると判断した場合

2 無線LANの運用の中止により、利用者又は第三者が被ったいかなる損害についても、理由を問わず、市は一切の責任を負わないものとする。

(免責)

第8条 市長は、無線LANのサービスの内容及び利用者が無線LANを通

じて得る情報等について，その完全性，正確性，確実性，有用性等につき，いかなる保証も行わないものとする。

- 2 無線LANのサービスの提供，遅滞，変更，中止若しくは廃止，無線LANのサービスを通じて登録，提供若しくは収集された利用者の情報の消失，利用者の無線LAN接続可能機器のコンピュータウイルス感染等による被害又はデータの破損，漏洩<sup>えい</sup>その他無線LANに関連して発生した利用者の損害について，市は一切責任を負わないものとする。
- 3 利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては，その理由にかかわらず，当該利用者が費用を負担するものとする。
- 4 無線LANへ接続しようとする通信機器の構成，設定等その他の理由により，無線LANを利用できない場合があっても，市は一切責任を負わないものとする。
- 5 利用者が無線LANを利用したことにより，他の利用者又は第三者との間に生じた紛争等について，市は一切の責任を負わないものとする。

(補則)

第9条 この基準に定めるもののほか，無線LANの利用に関し必要な事項は，市長が別に定める。

付 則

この告示は，平成27年9月24日から施行する。

別表（第3条関係）

施設	利用場所	利用時間
土浦市本庁舎	1階市民ラウンジ 2階市民ラウンジ	午前8時から午後9時まで
土浦市立新治地区公民館	1階ギャラリーラウンジ	土浦市公民館条例施行規則（昭和53年土浦市教育委員会規則第9号）第6条に規定する休館日以外の日の午前9時から午後5時まで
土浦市小町の館	本館	土浦市小町の館条例（平成17年土浦市条例第32号）第4条に規定する休館日以外の日の午前9時から午後5時まで

備考 電波伝搬の状況により、この表に掲げる利用場所内であっても利用できない場合がある。